

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価 (又は償却原価法 (定額法))

ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行っています。

② 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 3 年～17 年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間 (5 年) に基づく定額法によっています。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 (リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。) ……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から東京都市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、東京都市町村職員退職手当組合における積立額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上して

います。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として、金額が50万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更……………該当事項はありません。

(2) 表示方針の変更……………該当事項はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更……………該当事項はありません。

3 重要な後発事象……………該当事項はありません。

4 偶発債務……………該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 —%
 連結実質赤字比率 —%
 実質公債費比率 11.8%
 将来負担比率 121.7%

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 なし
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 35,020 千円
- ⑦ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金に係る費用 735,800 千円を行政コスト計算書の補助金等に計上しております。特別定額給付金の財源となる補助金収入 744,948 千円を純資産変動計算書の国県等補助金に計上しております。

イ 会計年度任用職員

令和元年度まで行政コスト計算書の物件費及び資金収支計算書の物件費等支出に計上しておりました臨時職員の人件費は、地方公務員法の改正に伴う会計年度任用職員制度の導入により、令和 2 年度から行政コスト計算書のその他(人件費)及び資金収支計算書の人件費支出として 34,800 千円を計上しております。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していた資産のうち、売却予定の資産を売却可能資産としています。

イ 内訳

売却可能資産はありません。

- ② 減債基金に係る積立不足額 なし
- ③ 基金借入金（繰替運用）

区分	期間	繰替運用額
東京都区市町村振興協会	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 24 日	500,000 千円
統合管理基金	令和 2 年 11 月 2 日～令和 3 年 5 月 13 日	100,000 千円
統合管理基金	令和 2 年 12 月 9 日～令和 3 年 5 月 28 日	700,000 千円
東京都区市町村振興協会	令和 3 年 1 月 4 日～令和 3 年 3 月 24 日	500,000 千円
統合管理基金	令和 3 年 2 月 15 日～令和 3 年 5 月 20 日	200,000 千円
統合管理基金	令和 3 年 2 月 26 日～令和 3 年 5 月 28 日	100,000 千円
統合管理基金	令和 3 年 3 月 1 日～令和 3 年 5 月 28 日	300,000 千円

統合管理基金は財政調整基金など複数の基金を統合した名称となります。

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 6,672,921 千円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	3,490,036 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	554,992 千円
将来負担額	11,840,086 千円
充当可能基金額	1,122,447 千円
特定財源見込額	472,508 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

- ① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 $\Delta 207,602$ 千円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	10,246,227 千円	10,025,953 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	－ 千円	－ 千円
相殺消去に伴う差額	－ 千円	－ 千円
繰越金に伴う差額	$\Delta 108,252$ 千円	－ 千円
資金収支計算書	10,137,975 千円	10,025,953 千円

・歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。なお、繰越金に伴う差額には、一般会計等財務書類の対象範囲である各会計の繰越金の合計額を記載しています。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

業務活動収支	1,686,455 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	673,573 千円
未収債権、未払債務等の増減	$\Delta 9,254$ 千円
減価償却費	$\Delta 1,990,884$ 千円
賞与等引当金の増減	$\Delta 7,275$ 千円
退職手当引当金の増減	35,055 千円
徴収不能引当金の増減	695 千円
資産除売却益（損）	$\Delta 75,949$ 千円
純資産変動計算書の本年度差額	312,416 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 5,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 1 千円